

令和元年度(第4回)彦根市子ども・若者会議(書面会議)議事内容の説明

議事(1)パブリックコメント実施結果について

ア 参照資料:【資料】1-1・2・3・4

パブリックコメント実施要領、実施結果、意見・市の考え方・対応状況(案)、県協議結果(別紙)

イ 事務局説明:

令和2年1月21日(火)から2月20日(木)まで実施しました「彦根市子ども・若者プラン(第2期:令和2~6年度)素案」に対する意見公募手続(パブリックコメント)では[資料1参照]、15件(1人)の意見が出されました。そのうち、案の修正を行うものは7件、案の修正を行わないものは8件となります(事務局案)[資料1-2参照]。意見概要および市の考え方・対応状況の詳細は資料1-3でご確認ください。

次に、子ども・子育て支援法第61条第9項では、『市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。』とされていますことから、この度の『素案』を滋賀県あてに協議を行いましたところ、いくつかの『意見を申し添えて、了承する』との回答がありました。県からの意見指摘(15件)の概要・その対応状況(案修正11件)の詳細は、資料1-4および別紙でご確認ください。

ウ ご承認いただきたいこと:

パブリックコメントや県協議意見等で第2期の彦根市子ども・若者プランの素案を修正等することについて、事務局案でよいかどうか。

議事(2)次期彦根市子ども・若者プラン案について

ア 参照資料:【資料】2-1・2・3・4・5・6・7・8

素案正誤表(別紙)、彦根市子ども・若者プラン(第2期)素案(修正版)、パブリックコメント実施要領(2回目)、注釈等追加(案)、母子保健計画中間評価、巻末資料

イ 事務局説明:

令和2年1月21日(火)から2月20日(木)まで実施の意見公募(パブリックコメント)に付しました素案につきまして、数値等に誤りがありましたので、該当部分を訂正させていただきます

再度の意見公募を実施させていただきたくことになりました。ご報告が遅くなりましたこと、素案の数値等に誤りがありましたことを、お詫び申し上げます。当初素案の数値等誤り部分は、資料 2-1・2・3 の正誤表 1・2・3 および別紙①・②・③・④のとおりです。(今回、誤りのありました部分は、数値に関わるものがほとんどで、方針や方向性に誤りがあったものではありませんことを申し添えます。)

また、訂正し 2 回目のパブリックコメントに付します素案につきましては、見え 消しまたは修正前・修正後で表した資料 2-4 彦根市子ども・若者プラン(第 2 期:令和 2~6 年度)素案(令和 2 年 3 月)のとおりです。

2 回目のパブリックコメントは、令和 2 年 3 月 10 日から 23 日の 2 週間で実施します(資料 2-5 実施要項参照)。期限の関係等もあり、委員のみなさまへお知らせするまでに実施させていただきましたことご了承願います。

次に、第 2 期の彦根市子ども・若者プランの策定への進め方について、説明いたします。

資料 2-4 の素案に、先程議題(1)で提案しました 1 回目のパブリックコメントや県協議での意見等で修正しました内容と、資料 2-6(注釈等)・7(母子保健計画中間評価)・8(巻末資料)を加えまして、また、2 回目のパブリックコメントでの意見等を踏まえまして、素案から案へ作成していくこととします。

追加項目等の資料につきましては、まずは注釈等です(資料 2-6 参照)。そして、母子保健計画の中間評価が記載できておりませんでしたので、その内容を追加します(資料 2-7・素案 P7 以降)。また、巻末の資料として、条例、委員名簿、策定経過、用語解説になります(資料 2-8)。内容等ご確認ください。

2 回目のパブリックコメントの意見等への対応についてお願いがあります。

先にもお伝えしましたが、2 回目のパブリックコメントは 3 月 23 日まで実施する予定です。ここで寄せられました意見について、素案を修正等するかどうか、その内容の最終確認につきましては、できましたら、西川会長へご一任くださるとありがたく存じます。年度内の再度の会議開催は困難であり、3 月中に第 2 期計画を策定する必要がありますことから、勝手に申し上げますが、どうかご承諾くださいますようよろしくお願いいたします。

ウ ご承認いただきたいこと:

資料 2-4 の素案に追加する項目等(注釈等、母子保健計画中間評価、巻末資料)の内容等は、これでよいか。

2 回目のパブリックコメント後の進め方、素案の修正等の最終確認は、西川会長に一任することによいか。

議事(3)彦根市子ども・若者プラン 令和元年度新規・拡充事業実施状況について

ア 参照資料:【資料】3-1・2・3・4 令和元年度新規・拡充事業実施状況、
目標値達成状況

イ 事務局説明:

昨年度 3 月に開催しました当会議において、説明等を行いました『平成 31 年度の新規・拡充事業』につきまして、今年度の実施状況等を示したものが、資料 3-1 および 3-2 になります。事業の詳細は資料の方でご確認ください。

次に、資料 3-3 および 3-4 は、彦根市子ども・若者プランおよび彦根市子どもの貧困対策計画の指標に対する令和元年 12 月末時点での実績値をまとめたものです。年度途中の集計になりますが、子ども・若者プランは 86.0%の達成率、子どもの貧困対策計画では 25 項目中 12 の指標で目標値を達成していることになっております。担当所属の意見等も記載しておりますのでご参照いただければと思います。

ウ ご承認等いただきたいこと:

資料 3-1・2・3・4 の内容等確認。

次年度や今後の取組みに向けてのご意見等をいただけるとありがたいです。

議事(4)彦根市子ども・若者プラン 令和 2 年度新規・拡充事業(案)について

ア 参照資料:【資料】4 令和 2 年度新規・拡充事業(案)

イ 事務局説明:

次年度(令和 2 年度)に計画に掲げる施策等に関連する新規・拡充事業(案)をまとめたものが、資料 4 になります。事業の詳細は資料の方でご確認ください。

12 事業(取組)になります。現在開会中の市議会において、予算等の審議がされており、議会での議決後、次年度に取組でいく内容等になりますので、ご了承願います。

ウ ご承認等いただきたいこと:

資料 4 の内容等確認。

何かご意見等があればお願いいたします。

議事(5)特定教育・保育施設等の利用定員の設定と認可について

ア 参照資料:【資料】5 特定教育・保育施設等の利用定員の設定と認可について

イ 事務局説明:

子ども・子育て支援新制度における給付施設の確認(利用定員設定)について、委員のみなさまから意見をいただくこととなります。

社会福祉法人彦根福祉会の鳥居本保育園と東山保育園の利用定員数を減じることになりますが、現在の利用児童数を確保したうえでの減員となっており、利用児童数を基に策定しております彦根市子ども・若者プランにおいては、この2園の定員を考慮した計画となっております。

詳細は資料5の方で、ご確認ください。

ウ ご承認等いただきたいこと:

資料5の内容等確認。

何かご意見等があればお願いいたします。

◎議事に関する承認および意見等報告

ア 様式:【様式】 議事に関する承認および意見等報告書

イ 事務局からのお願い:

上記の議事(議題 1~5)につきまして、資料等の内容をご確認いただき、ご意見・ご承認等を、様式(議事に関する承認および意見等報告書)等に、ご記入くださり、彦根市子ども・若者課まで、ご提出くださいますようよろしくお願いいたします。

提出期限は、令和2年(2020年)3月18日(水)午後5時15分までで、提出の方法は、FAX、メール、郵送等のいずれでも構いません。

お忙しいところ恐れ入りますがどうかよろしくお願いいたします。